

令和5年1月 第11回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和5年 1月 25日(水)					
開催場所	小川町役場 大会議室					
開催時刻宣告者	午前・午後 2時 35分 小川町農業委員会長					
閉会時刻宣告者	午前・午後 3時 07分 小川町農業委員会長					
議長	山田 富子(会長)					
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	④	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13 副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	⑦	河村 恵	出席 欠席	14 会長	山田 富子	出席 欠席
	出席委員	14名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した 農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一			八和田	永島 和夫
	大河	荒井 茂		坂田 辰夫		
		新井 實一				
出席委員	9名					
議事参与者	氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要	
				岡部 孝一	事務局長	
				浅見 健一	次長	
				森澤 千紘	主査	

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和5年1月第11回総会を開会いたします。

開会時間は午後2時35分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。出席農業委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号、4番「田中正之」委員、7番「河村恵」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月の申請は2件で、2件とも前回の総会において継続審議とした案件でございます。

前回同様、申請番号1番と申請番号2番は関連案件でございますので、一括して説明いたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

なお、申請番号1番、2番ともに前回の総会において継続審議となった案件でございます。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請について、工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額住宅ローンで賅われており、それを証する書類が添付されております。

なお、本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

続いて、申請番号2番につきまして説明させていただきます。

(申請番号2番について説明)

本申請について土地の売買契約書を添付していただいております。工事資金は全額自己資金で賅われており、既に支払い済みですので領収書が添付されております。また、隣接農地所有者より同意書が添付されていることを申し添えます。

なお、本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

本申請について、資材置き場への進入路は申請地北側の河川沿いの町道を予定しておりますが、申請後に調査したところ、申請地と町道の間に県用地（河川敷）があることが判明し、町道から資材置き場へ渡るための占用許可について県土整備事務所と現在もお協議中でございます。

県土整備事務所の許可が下りる場合は、本申請どおり、進入路は河川側となりますが、許可が下りない場合は県道西平・小川線から資材置き場へ進入することとなりますので、変更の申請が必要となります。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

会議の概要

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

5 番笠原委員

議席番号5番の笠原が報告いたします。

1月21日の10時に現地に集合いたしまして、農業委員3名、推進委員2名、合計5名で現地調査を行いました。

議案第1号については、申請番号1番と2番を一括説明ということですので、本申請地について現地の状況をまとめて報告いたします。

住宅予定地、資材置場予定地ともにはっきりと境界が確認でき、きれいな状態で管理されていました。

なお、前回と変わらず資材置き場の河川側の進入路については県の許可が下りていない状況であり、進入路が県道側からとなることもあるため、引き続き「継続審議」を提案いたします。

ただし、住宅用敷地については、前回の総会において、資材置き場の影響を受ける恐れがあるため継続審議と提案しましたが、資材置き場と切り離し、住宅用敷地単体として考えれば特に問題になるような点はございません。また、いつまでも継続審議のままにしていると申請者の生活に支障をきたす恐れがありますので、本日の総会で意見を決定することを提案いたします。

よろしく願いいたします。以上でございます。

議長

ありがとうございます。担当地区委員からの意見を受け、事務局から補足説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第1号について補足説明させていただきます。

一般住宅につきまして、笠原委員から「本日の総会にて意見を決定したい」とご提案をいただきました。申請事由に記載してあるとおり、子どもたちが大きくなり、今住んでいるアパートでは手狭になっている状況や、アパートの契約期間などの都合もありますので、一般住宅のみを進めた場合について今後どのような流れになるのか説明いたします。

まず、総会において可決承認されたのち、県に進達しますが、県の許可がまだ下りていない間に一般住宅用敷地の形が変わることが決定した場合には、県に取下げの申請を提出します。そして、新たに申請者から再申請をしていただくこととなります。

この場合、取下げは報告案件、再申請は許可案件として総会で審議いたします。

次に、総会において可決承認されたのち、県に進達しますが、県の許可が下りてから一般住宅用敷地の形が変わることが決定した場合には、申請者から変更申請を提出していただくこととなります。

この場合も変更申請を許可案件として総会で審議します。

なお、許可後に事情が変わり、一般住宅用敷地の変更申請が提出されることはやむを得ないということを県の担当者に確認済みであることを報告いたします。

次に資材置き場について補足説明いたします。

資材置き場については、笠原委員から「継続審議」と意見をいただきました。継続審議の場合、今後、進入路が決まるまで、もしくは申請者から取下げ願いが提出されない限り、毎回の議案として審議していただくこととなります。

会議の概要

事務局

一般住宅も同じように、継続審議の場合は、資材置き場の進入路が決まるまで、もしくは申請者から取下げ願いが提出されない限り、毎回の議案として審議していただくこととなりますが、生活の事情（必要性）を考慮していただき、ご審議くださいますようお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長

それでは、申請番号1番、2番について一括して質疑に入ります。担当地区からは申請番号1番の一般住宅については、申請者の生活に影響を及ぼす恐れがあることから、本日の総会で意見を決定し、申請番号2番の資材置場については、前回に引き続き「継続審議」との意見をいただきました。

さらに事務局からは、今の申請内容のまま県に進達したとしても、今後の変更への対応はやむを得ないとされることを県に確認済みであり、いずれの場合でも農業委員会の総会で諮ることが必須であるということも補足で説明がありました。

申請番号1番及び2番につきまして、はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

7番河村委員

7番の河村です。

資材置場の許可は、いつ頃下りのでしょうか。

事務局

事務局です。

まだわかりません。県土整備事務所と代理人が協議している最中であり、県としては今までの事例がないということから、なかなか許可を出せない聞いております。

7番河村委員

県の許可が下りなければ、一般住宅敷地の面積が変わることもあり得るということでしょうか。

事務局

はい、そうです。もし進入路が河川側からではなく、県道側からになると、一般住宅敷地の形を変えなければ資材置場までの進入ができません。

7番河村委員

私もどうしたら良いのかわからないのですが、今まで事例がないから河川の占用許可が下りないということですね。どうしたら良いでしょうか。

事務局

河川の占用許可についてをこの場で審議するというのではなく、河川の占用については県土整備事務所が判断いたします。今回は笠原委員からご意見をいただいたとおり、一般住宅の方は単体で考えれば支障はないと思われますので、一般住宅のみ本日の総会で審議していただくことも良いのではないかと思います。

申請事由を見ていただくと、住居ありきの資材置場となっており、資材置場ありきの住宅ではありません。単に今の生活に困っていらっしゃるの、申請地に家を建てたいという申請になっております。

資材置場の件がなかったとしても、ここに家を建てたいという意思で申請してきていますので、一般住宅と資材置場は別々に考えていただいて良いと思います。

その後、必要に応じてどうしても変更になる場合には、宅地の変更申請で対応することはやむを得ないと県から回答をいただいております。

7番河村委員

わかりました。

会議の概要

- 議長 他にどなたかございますか。
- (挙手なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- 新井邦男推進委員 すみません。推進委員の新井です。
例えば将来的に資材置場の中に建物を建てたいという話にならないければ、住宅の部分は問題ないかもしれないですが、資材置場の中に建物を建てることとなって県道から進入するのに距離的な問題があるにしても4 m程度の道がないと進入できないという話になった時には分筆をしなければならず、宅地の変更が必要になると思います。
北から川があって、町道があって、法の部分が河川敷となっているのであろうと推察されますが、法の部分に土を盛るなどの場合は県としても中々許可を出せない可能性があると思います。その工法についてどのような話し合いになっているのでしょうか。教えてもらいたいと思います。
- 事務局 河川側からの進入路につきましては、新井推進委員のおっしゃられたとおり北から川があって、町道があって、町道と資材置場予定地の間に河川敷がある状況となっております。
県が管理する河川敷をまたいで資材置場へ渡らせるための工法については、まだ県と調整がついていない状況でございます。
その占用について協議中ということでございます。
- 新井邦男推進委員 地形はどのようになっていますか。町道からフラットな状態で資材置場へ進入できるのでしょうか。
- 事務局 町道からそのまま資材置場へ進入できる状況ではなく、河川敷は法になっており、その下には水路があります。
資材置場へ進入するには、水路に影響が出ないような工法での工事が必要だと思います。
河川敷の工事をすることに対して、あまり前例がないようで、県は許可を出すことを検討しているという状況です。
- 新井邦男推進委員 宅地の排水を直接河川には流せないんですよ。隣接する譲渡人の家の排水が申請地の方を通って下流に流れることはあるのでしょうか。
- 事務局 おそらく県道の側溝に流しているのではないかと思います。
- 新井邦男推進委員 私も親戚が近くにいるものですから、よくそこを通るのですが、譲渡人の家の土地が県道より低いですよ。そうすると、県道に排水を流すことが難しくはないのでしょうか。

会議の概要

事務局長

今、譲渡人の家の話ですよね。今回は、はっきり言って関係ない話なのでわかりません。もしかしたら河川側の水路に流している可能性もありますが、それについては今回の案件とは別の話です。

新井邦男推進委員

譲渡人の家の排水が申請地の方に流れてはいないということはわかりますか。

事務局長

それはありません。

新井邦男推進委員

わかりました。

議長

他にはございますか。

(挙手なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。まず、申請番号1番の一般住宅について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

続きまして、申請番号2番の露天資材置場について採決に入ります。前回に引き続き継続審議するということに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号2番は継続審議することといたします。この案件は、その後の進捗を踏まえ、次回2月の議案として審議いたします。ありがとうございました。

なお、申請番号1番は許可権者が埼玉県になりますので、本件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

つづきまして、日程3、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は2件の届出がありました。

事務局より報告をお願いします。

事務局

事務局です。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので報告する」とのことです。

(申請番号1番から2番を順に報告)

以上、報告させていただきます。

議長

つづきまして、「その他」に入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

会議の概要

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これもちまして令和5年1月第11回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後3時7分です。